

附則別表

(単位 mg / L)

物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	ほう素として 50
	温泉(別表第11備考6に定める温泉をいう。以下この表において同じ。)を利用する事業所	ほう素として 500
ふつ素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	ふつ素として 15
	昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する事業所	ふつ素として 50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	触媒製造業	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 250
	電気めっき業	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 500

(備考)

- 1 この表の左欄に掲げる物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種又はその他の区分に属する事業所(以下この備考において「対象事業所」という。)が同時に他の業種又はその他の区分に属する場合において、別表第11又はこの表により業種又はその他の区分につき異なる許容限度が定められているときは、対象事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 2 この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る污水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第11又はこの表により対象事業所が属する業種につき異なる許容限度が定められているときは、備考1の規定を準用する。